明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五〇）　二
○割賦販売法施行令の一部を改正する政令（三五一）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五二）　三
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三五三）　六

〔告　示〕
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境九）　六
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二三〇）　七
○日本国に帰化を許可する件（同二三一）　七
○鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に関する基本計画を作成した件（国土交通一四五五）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四五六～一四五八）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（同一四五九）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四六〇）　九
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四六一）　九
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委一二）　一〇
○道路に関する件（東北地方整備局一九〇、一九一）　一〇
○都市計画に関する件（同一九二、一九三）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三二六、三二七）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局一四四）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一八一）　一〇

〔人事異動〕
法務省　二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　二

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五〇号）（経済産業省）

割賦販売法の一部を改正する法律（令和二年法律第六四号）の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。

◇割賦販売法施行令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（経済産業省）

1　割賦販売法（以下「法」という。）の一部改正に伴う改正

㈠　認定包括信用購入あっせん業者による契約の解除等の制限の特例が適用されるカード等に係る極度額の上限を一〇万円とすることとした。（第二三条第一項関係）

㈡　認定包括信用購入あっせん業者がその交付等したカード等に係る極度額が一〇万円以下である利用者と包括信用購入あっせん関係受領契約を締結した場合において、その支払を書面等により催告し、契約の解除等をしようとする場合の当該催告に係る期間を七日とすることとした。（第二三条第二項関係）

㈢　登録少額包括信用購入あっせん業者が営む包括信用購入あっせんに係る極度額の上限を一〇万円とすることとした。（第二四条関係）

㈣　登録少額包括信用購入あっせん業者が包括信用購入あっせん関係受領契約を締結した場合において、その支払を書面等により催告し、契約の解除等をしようとする場合の当該催告に係る期間を七日とすることとした。（第二五条関係）

㈤　経済産業大臣は、包括信用購入あっせん業者から、利用者支払可能見込額の算定に関する事項について報告等させることができるものとすることとした。（第三三条第四項第五号関係）

㈥　経済産業大臣は、登録少額包括信用購入あっせん業者から、法第三五条の二の一第一項第一〇号に規定する体制の整備の状況等について報告等させることができるものとすることとした。（第三三条第四項第七号～第一一号関係）